

いじめ対応フローチャート（案）

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下方針）に基づく、情報の入手から解消までのフローチャート

1 情報の入手

教職員

<情報源>

- アンケート
- 被害児童生徒・保護者からの訴え
- 日常の観察
- 教育相談
- 周囲からの情報

等

2 情報の共有

学年主任

法第2条「いじめの定義」に基づき、積極的に認知する。

生活指導主任

管理職

法第22条に基づき、校長は、組織を設置および招集・指揮する。

3 対応の検討

<学校いじめ対策委員会>

- 入手した情報の報告・共通理解
- 調査方針・役割分担等の決定
- 調査・聞き取りの実施
※被害→周囲→加害の順が望ましい
- 情報集約・事実関係の把握
- 保護者への連絡調整
- 調査記録・対応記録の作成管理
※記録を作成することが望ましい。

共有 → 教職員全体
(職員会議、回覧等)

報告 → 教育指導課
(電話、ふれあい調査等)

連携 → 警察

法第23条第2項に基づき、報告する。
法第23条第6項および令和5年3月2日付け4練教教指第3941号区通知文を参照する。

保護者

説明

法第23条5項に基づき、双方の保護者の理解を得られるよう丁寧な説明を行う。

【重大事態か否かの判断】
※教育指導課およびスクールロイヤーと協議する
※判断後の対応は別紙1参照

4 組織的な指導・支援

関係児童生徒への指導・支援

保護者

適宜連絡

継続指導・経過観察

適宜報告

教育指導課

解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること。
- ②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが被害者およびその保護者との面談等により認められること。

※「学校いじめ対策委員会」が被害児童生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。
【方針（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置 iii）いじめに対する措置】